

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に 奨励金を支給します

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

支給対象事業主

派遣期間が満了するまでに派遣労働者を直接雇用する事業主の方で、次のいずれにも該当する場合は、奨励金の支給対象となります。

- ① 6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合。

※その他、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

奨励金の支給額

	期間の定めのない労働契約の場合			6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
大企業	計 50万円	6か月経過後	25万円	計 25万円	6か月経過後	15万円
		1年6か月経過後	12万5千円		1年6か月経過後	5万円
		2年6か月経過後	12万5千円		2年6か月経過後	5万円
中小企業	計 100万円	6か月経過後	50万円	計 50万円	6か月経過後	30万円
		1年6か月経過後	25万円		1年6か月経過後	10万円
		2年6か月経過後	25万円		2年6か月経過後	10万円

事業実施期間

平成21年2月6日から平成28年3月31日まで
(年度ごとの予算の範囲内での支給となりますので、予算の上限に達した場合は、支給されない場合があります。)

